

**神栖市小規模事業者支援プレミアム付商品券
(今年も神栖つかエールクーポン)**

取扱店実施要項

令和3年

神栖市商工会

神栖市小規模事業者支援プレミアム付商品券事業

【 趣 旨 】

消費税増税の影響が残る中、新型コロナウイルス感染症の影響により政府の緊急事態宣言が発令され、感染リスクを回避するために国民の外出制限措置や、企業の休業要請、飲食店等の営業時間短縮要請措置が講じられたにもかかわらず、未だに収束の糸口は見えてきておりません。

こうした現状を踏まえ、当商工会としても地域唯一の経済団体として、地域経済の創生のため、昨年に引き続き、停滞する消費者の購買意欲を活性化する即効性の高い経済支援対策を早急に講じることが最も重要であると考え、地域小規模事業者がこの苦難を打開し経営安定の強化を図れるよう「神栖市小規模事業者支援プレミアム付商品券」（以下「券」という）を発行する。

本事業は、発行する券にプレミアム（購入価格 30%）を付け消費者の購買意欲を刺激し、また、市内事業所に限定して流通させることにより市内における消費拡大に貢献、地域経済の担い手である小規模事業者に対する緊急経済支援策として実施する。

【 本事業の概要 】

額面 1,000 円の商品券 13 枚綴り(1冊)とし、1冊 10,000 円で神栖市商工会が発行、神栖市商工会及び神栖市内の郵便局が販売代行し、購入者は 1冊 13,000 円相当として市内取扱店において商品購入等に利用することができる。

【 券の種類 】

1,000 円券のみ

【 券の使用方法 】

登録された取扱店舗、事業所等にて現金と同様に利用することができる。

- ・原則として釣り銭は出さない。
- ・店頭において現金と引き換えることはできない。
- ・券にホログラムのないものは無効とする。
- ・券で引き換えのできない商品サービスについて、改正があった場合は、神栖市商工会のホームページ (<https://www.kamisu.or.jp/>) においてすみやかに告知する。

【販売・発行数】

30,000冊（3億9千万円相当）

【券の使用期間】

令和3年6月1日（火）から令和3年11月30日（火）まで。

【告知方法】

広報かみす・神栖市内全戸への案内通知、神栖市商工会HPにて告知する。※告知の必要が生じた場合には適宜お知らせを行う。

【購入申込方法】

神栖市プレミアム付商品券の専用WEBサイトからの申込又は、官製ハガキでの申込による予約販売とし、募集件数を上回った場合は抽選、当選ハガキの発送をもって発表とする。当選ハガキを紛失した場合の再発行は行わない。

※購入できる冊数は当選者一人1冊までとする。

※購入できるのは当選者本人または同居する家族とする。

※ (<https://www.fight-kamisu.com/coupon2021>)

【購入申込受付期間】

5月22日（土）～ 5月30日（日）

当日消印有効。

※上記販売で商品券が残った場合は追加販売を行う。

【申込対象者】

神栖市民

【販売及び時間】

令和3年6月1日（火）から販売開始(順次発送)し、最終販売は令和3年9月30日（木）までの期間とする。

販売時間は、各販売所の通常業務時間内（午前9時から午後5時まで）とし、売切れ次第終了とする。

※尚、緊急事態宣言の発令等の状況により、販売を一旦中止する場合があります。

【販売場所】

券の販売場所

神栖市内郵便局

- ① 波崎郵便局
- ② 別所郵便局
- ③ 波崎太田郵便局
- ④ 波崎土合ヶ原郵便局
- ⑤ 若松郵便局
- ⑥ 矢田部郵便局
- ⑦ 萩原郵便局
- ⑧ 神栖知手郵便局
- ⑨ 神栖郵便局
- ⑩ 神栖大野原郵便局
- ⑪ 深芝郵便局

【購入限度額】

販売期間内に指定された販売場所へ当選ハガキを持参し、当選ハガキと引換に1冊（販売金額10,000円）購入することが出来る。

※購入は現金のみとする。

【取扱加盟店対象者及び店舗】（新規登録者並びに既存加盟店）

神栖市内に店舗及び事業所等を有する個人事業者及び法人事業者（常時使用する従業員20人以下の事業者）で、本事業に賛同し、所定の申請書（様式1号）にて登録許可された店舗及び事業所等において取り扱うことができる。（継続の取扱加盟店は提出不要）

但し、取扱店実施要項を確認したのものとして同意書（様式2号）の提出を必須とする。

又、継続を希望しない加盟店は取扱店辞退届出書（様式3号）の提出により取扱加盟店の解除となる。

又、取扱店舗登録証の発行により、換金の際には掲示が必要になる。

※市内在住の個人事業者及び市内に本社がある法人事業者であること。

（支店登記は不可となる場合や本社等が市外にあってもフランチャイズ等で実質経営者等が市内在住者の場合は可とする場合あり）

※いばらきアマビエちゃんの登録を推奨とし、店舗及び事業所等には発行された「宣誓書」の掲示並びに、施設利用者には二次元コードの読み取りを依頼するなどシステムの利用を呼び掛けること。

【取扱店舗における周知】

取扱店舗及び事業所は専用ステッカーの表示と、専用のぼりを必ず設置して周知すること。

尚、のぼりとステッカー1組を下記の条件で提供する。

- | |
|---|
| 1 店舗につき1組目は無料（費用は商工会で負担）
2 組目以降1組につき1,000円（税込） |
|---|

【事業者の券換金方法】

使用された券は神栖市商工会本所及び神栖市商工会波崎支所において登録事業者（登録証の掲示）に限り、換金申請書（様式4号）に必要事項を記入し、提出することにより換金することができる。

又、支払方法は口座振込による支払いを原則とし、指定口座振込依頼書（様式5号）の提出により換金申請後、原則として5営業日後に指定口座へ振込とする。

【換金期間】

換金は令和3年6月9日（水）から令和3年12月23日（木）までの毎週水曜日（神栖市商工会波崎支所のみ）と木曜日（神栖市商工会本所のみ）の午前10時から午後4時まで（祝日を除く）。

【換金・振込手数料】

換金及び振込に係る手数料は無料とする。（費用は商工会にて負担）

【券を使用できない主な利用方法】

- ・たばこ事業法に規定する製造たばこ等の購入、有価証券の購入、収入印紙及び県証紙の購入
- ・他の商品券（当券を含む）やプリペイドカード、チケットなどの購入
- ・行政機関等へ納付する税金及び手数料、現金との換金、金融機関への預金等
- ・郵便局での切手、官製はがき等の郵便業務に関する支払、貯金等
- ・公共交通機関、公共施設等の回数券、乗車券、定期券の購入
- ・仕入れ等の事業資金及び買掛金・未払い金の決済資金
- ・当せん金付証票法に規定する当せん金付証票の購入(宝くじ等)
- ・スポーツ振興投票の実施等に関する法律規定するスポーツ振興投票券の購入(サッカーくじ等)
- ・その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

【注意事項】

- ・券の盗難・紛失・毀損等に伴う損害については発行者である神栖市商工会は、その責任を一切負わないものとする。
- ・神栖市及び神栖市商工会は、取扱店舗がこの要項の各事項に違反すると判断した場合、換金の拒否や取扱店舗資格を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

※券には偽造防止ホログラムを施してあるので、不審な券を発見した場合はご注意願います。又、その際には、下記問合せ先までご連絡下さい。

【問合せ先】

券取扱加盟店募集及び券の発行・販売・対象外商品についての問合せ先

- ・神栖市商工会

本所 〒314-0121 神栖市溝口 4991 [TEL:0299-92-5111](tel:0299-92-5111)

支所 〒314-0343 神栖市土合本町 5-9809-527 [TEL:0479-48-0333](tel:0479-48-0333)